

第7回 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和4年4月14日（木）15時00分～17時31分

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委 員） 武井一浩(座長)、御手洗瑞子(座長代理)、大槻奈那、夏野剛

（専門委員） 井上岳一、落合孝文、後藤元、竹内純子、堀天子

（デジタル基盤WG） 菅原晶子、杉本純子、岩下直行、住田智子、瀧俊雄、戸田文雄、
村上文洋

（デジタル臨時行政調査会） 金丸恭文

（政 府） 牧島大臣

（事 務 局） 辻次長、川村参事官

（ヒアリング対象者）

根本勝則 一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事

小川尚子 一般社団法人 日本経済団体連合会 産業技術本部 副本部長

関聡司 一般社団法人 新経済連盟 事務局長

木村康宏 freee 株式会社 執行役員 社会インフラ企画部長

谷川哲也 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 企画官

爲藤里英子 内閣府 政策統括官（経済財政運営担当）付企画官

堂蘭幹一郎 法務省大臣官房審議官（民事局担当）

遠藤啓佑 法務省民事局総務課 登記所適正配置対策室長

山川都資 法務省民事局総務課 民事調査官

沼田知之 法務省民事局総務課 登記情報センター室長

齊藤恒久 法務省民事局商事課 企画官

高木有生 デジタル庁 参事官

田島伸二 国税庁 長官官房企画課長

村上浩世 総務省自治税務局企画課 電子化推進室長

4. 議題

（開 会）

議題 スタートアップに関する制度（法人設立手続のデジタル完結等）

（閉 会）

5. 議事概要

○武井座長 定刻となりましたので、ただいまより、第7回「スタートアップ・イノベーションWG」を開会いたします。

本日は、スタートアップに関する制度として、法人設立手続のデジタル完結等について

御審議いただきます。

本日は、デジタル基盤ワーキング・グループの委員、専門委員の皆様、デジタル臨時行政調査会の金丸委員様にも御出席いただいております。お忙しいところ、誠にありがとうございます。

なお、会社設立手続に関する要望について瀧専門委員は会社設立支援サービスを提供しているマネーフォワードの執行役員でいらっしゃいますが、本日はあくまで規制改革推進会議の専門委員としての御参加となりますので、皆様、御了解のほどよろしく申し上げます。

本日は、牧島大臣にも御出席いただいております。最初に、牧島大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。

大臣、よろしく申し上げます。

○牧島大臣 ありがとうございます。

本日も、お忙しい皆様にお集まりいただいて、スタートアップに関する制度、特に法人設立手続のデジタル完結について御議論をお願いいたします。

規制改革推進会議では、昨年12月にワーキング・グループを改組し、本日開催されているスタートアップ・イノベーションワーキング・グループを新たに設置し、スタートアップとイノベーションを促進する規制改革に取り組んでおります。

本日は、まず、日本経済団体連合会、新経済連盟から、スタートアップに関する制度の規制改革について、御意見をいただきます。経済界の皆様からの御意見をしっかりと受け止めて規制改革に取り組んでまいります。

次に、法人設立手続のデジタル完結についてです。法人設立時には、様々な手続が必要です。デジタル庁では、法人設立に必要な全ての手続をオンラインで一括で入力申請できる法人設立ワンストップサービスを、2020年1月から提供を開始し、2021年度は約4400件の御利用をいただいております。より多くに御利用いただくように、引き続き、UI・UXの改善に取り組んでまいります。

しかしながら、株式会社の設立手続においては、入力・申請した後、定款認証のため、公証人の面前確認を受ける必要があります。昨日開催された新しい資本主義実現会議においても、有識者構成員から定款の面前認証の廃止等の御意見があったと聞いています。

現在、政府においてデジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進めています。例えば、人の目視を求める規制について、最新のデジタル化技術を活用して、画像やデータなどの情報収集の遠隔化、さらに人の判断の精緻化・自動化を可能とする見直しを進めています。

法人設立手続についても、起業家の負担軽減や手続の迅速化のために、オンライン利用率の向上だけではなく、人の判断の精緻化・自動化も含めた行政手続のデジタル完結の実現を目指す必要があります。関係省庁においては、公証人の面前確認や行政機関内部の手続について、デジタル技術を活用した見直しについて、早期に御検討をお願いいたします。

○武井座長 牧島大臣、ありがとうございました。

なお、牧島大臣は、御公務のため、途中で御退出されます。

それでは、議題に入ります。まず、一般社団法人日本経済団体連合会様より御説明いただきます。

根本専務理事、お忙しいところ、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○一般社団法人日本経済団体連合会(根本専務理事) どうぞよろしくお願ひいたします。こうした機会をいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。

早速、スライドを用いまして、説明に入らせていただきたいと思います。

1枚、めくっていただきます。経団連は、先月15日にスタートアップ躍進ビジョンという形で提言を公表させていただきました。私どもの認識として、スタートアップは社会課題の解決やイノベーションの創出の担い手でございます、日本経済が競争力を取り戻す切り札になり得る、あるいは、これがなければ競争力を取り戻せないと考えております。諸外国が大胆な振興策を打ち出す中で、日本も官民を挙げて必要な施策を推進することが不可欠でございます。諸外国は、日本よりも早く動いております。そこで、官民が共有すべきビジョンとして、日本で生まれるスタートアップを、5年後を目途に、数・レベルの両面で10倍にするという野心的なビジョンを提示させていただきました。このビジョンの達成に向けまして、起こすべき7つの変化と38の施策、施策といいましても項目としては120を超える項目を提言させていただいておりますけれども、これを取りまとめております。ビジネス環境、グローバル拠点の整備から、人材育成、国のコミットメントまで、非常に網羅的な形で提言をさせていただきました。

スライドの次のページにまいります。本日特に御説明したいものは、このうち1の世界最高水準のスタートアップフレンドリーな制度の整備についてでございます。私どもは、この提言の取りまとめに当たりまして、御自身がファウンダーでもある南場副会長に御指導いただいたわけですけれども、少なくとも、制度的には、シリコンバレー、米国のデラウェア法に劣る部分をなくしたいと強調しておられたことが耳に残っております。不要な行政手続や規制をなくし、起業家がプロダクトと市場に向かう時間を最大限確保する状態を目指さなければいけないと理解をしているところでございます。

スライドの次のページでございます。必要な施策の一つが、様々な行政手続の簡素化、コスト削減でございます。人的・金銭的なリソースが限られるスタートアップは、会社を設立・運営いたします上で、登記、許認可、届出手続、公証人による認証をはじめ、各種手続にかかる時間、コストは非常に大きな負担でございます。これまで以上に徹底的に見直す時期だと考えます。法人設立手続は、起業時はもちろん、成長段階でのグループ展開等でも直面する課題でございます。政府はワンストップ化を進めておられますけれども、残る課題として、公証人による定款認証がございます。これを撤廃することで、設立手続の一層の迅速化、また、手数料引下げにとどまらないコスト削減が実現できると考えてございます。コスト削減のみならず、市場に向かうスタートアップの時間を確保するという

意味でも極めて重要だということを繰り返させていただきたいと思います。この課題は、数年前、政府の有識者会議で、私自身も参加しておりましたが、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会でも議論になりまして、経団連としては2019年の規制改革要望でも再提案をさせていただきましたけれども、いまだに実現を見ていません。そもそも、代理人による手続等が認められておりますこと、設立後の定款変更においては認証が不要であること、定款認証を受けた場合でも設立無効のリスクを最終的に負うのは設立者であることなどに鑑みますと、その必要性については疑問なし、任意化も検討すべきであろうと考えるゆえんでございます。加えまして、今後、外国人起業家が集まるグローバル拠点となるためには、法人設立ワンストップサービスにつきましても早期に英語対応を可能とすることも欠かせない点だと思っております。

スライドの6枚目でございます。続いて、規制改革関連制度の改善について少し申し上げさせていただきたいと思います。規制改革の手段が増え続けまして、スタートアップにとって、かえって分かりにくい状況になっているという面がございます。うれしい悲鳴と考えることもできますが、以前から国家戦略特区と規制改革推進会議との連携について提言をさせていただいておりますけれども、まだ実現には至っていないという認識でございます。スタートアップの視点から、改めて様々な制度を整理・統合し、ワンストップ窓口、この場合のワンストップ窓口は寄り添ってくれるという意味でのワンストップ窓口でございますけれども、これをつくる必要があると考えてございます。ここで自分の要望がどうなったのか把握できる仕組みが理想だと考えます。

7ページ目でございます。このほか、スタートアップが規制改革制度を利用しやすくなるように、政府に委託された弁護士がスタートアップの相談に応じる仕組みを新たに設ける、あるいは、規制改革推進会議の中間取りまとめでも言及がございました、プロセスの迅速化、さらにスキーム間のデータ連携等も課題であろうと考えているところでございます。

冒頭にいただいた時間の中での私の説明は、以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○武井座長 根本様、誠にありがとうございました。

続きまして、一般社団法人新経済連盟様より御説明いただきます。

関事務局長様、よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人新経済連盟（関事務局長） 新経済連盟、事務局長の関でございます。

本日は、御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

当連盟は、スタートアップ・イノベーションについて、いろいろな提言を行ってきております。本日は、法人設立手続のデジタル完結や公証人による定款認証といった辺りにフォーカスをして御説明をしたいと思っております。

次のスライドをお願いします。これは、基本的な考え方でございます。まず、第1点目は、民間サービスとの連携が非常に重要で、そういう視点が必要ということなのですが、

法人設立手続におきましても、民間サービスとの連携でワンストップ化やデジタル完結を進めるといった考え方や視点が不可欠だと考えます。2点目ですけれども、電子署名をされた電子定款について、公証人による認証が必要かという議論があると思いますが、必要だとすること自体、不合理だと思います。ゼロベースで再検討して、これは不要だとすべきだと思います。また、日本全体でデジタル化を進めている、一生懸命やっている状態ですので、公証人制度全体についてもデジタル化に対応していく必要があると考えています。

次のスライドをお願いします。公証人の定款認証についての昨年6月の規制改革推進会議の答申の抜粋でございますけれども、定型的な業務が多いという話もありまして、公証人の手数料について見直しを検討すべきとあるのですが、一番下にありますように、問題の本質は、手数料よりはむしろそのプロセスの非合理性にあると考えております。したがって、不必要な手続を排除するとともに、必要な手続についてはワンストップ化・デジタル化をする、その徹底が求められると思っています。

8ページに飛んで、見ていただけますでしょうか。先ほどのプロセスの非合理性の話でございます。定款認証が必要だとする根拠としては、いろいろ整理すると、この下のほうに書いてありますように、真正性の担保と適法性の担保の2つに集約されるかと理解しております。デジタル化とかを考えたときに、真正性の担保については、電子署名がされているものについて、真正性の担保を理由に面前・双方向のやりとりを必須とする合理性はないということがこの検討会の総意だと書いてあります。これは、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の報告書です。また、適法性の担保という部分につきましては、適法なモデル定款に従っている場合については、違法・無効となる余地が認められませんということも書いてあります。また、自由記載部分についても登記官による審査を行うということで、いずれにしても、適法性の担保という点についても定款認証の必要性がないという判断がここではなされております。

元のスライドに戻ってください。定款の認証につきまして、デジタル技術が十分活用されているとは言えない状態になっていると思います。これに対して法務省は一定の回答をしているのですけれども、ここでは、いろいろな調査会等で提示されている方向性もございしますが、法人設立に係る手続全般を本当にゼロベースで検証して、ワンストップ化・デジタル完結の徹底を追求すべきだと考えております。API開放という観点も非常に重要だと思います。システムベンダーとの密接なコミュニケーションを継続的に行ってAPI開放も進めていくという観点も重要だと思っています。

次のスライドをお願いします。重ねて申し上げますと、公正証書の作成については、制度上、デジタル化が認められていない状態です。書面・押印・対面のいずれもが必要な手続になっているということで、制度面から本当に根本的に見直しが必要だと思っています。これは答申に書いてあるのですけれども、令和7年度までに一連の手続のデジタル化を目指すということですが、いまだアナログ手続の残る公証事務においても徹底的な見直しを行っていただきたいと思っています。

全体をまとめまして、政府におかれましては、できない理由を並べ立てて議論するというのではなくて、どうやったら改善できるか、いつまでに改善できるか、それを明確にして、知恵を出して早急に進めてほしいとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○武井座長 関様、誠にありがとうございました。

ちなみに、freee株式会社の木村様、何か補足とかはございますでしょうか。

○freee株式会社（木村執行役員） 新経済連盟会員企業、freee株式会社の木村と申します。

少々プレゼンテーションについて補足をさせていただきたいと思います。

弊社は、freee会社設立というオンラインで会社の登記をサポートするサービスを展開している者でございますけれども、先ほど来触れられている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の結果として、マイナポータルのシステム整備が進んで、API連携によって当社でもオンラインで登記を申請する部分のサービスが改善できたということで非常に大きな進捗があったことを認識しておりまして、そこはこれまでの改革の成果に大変感謝しているところでございます。

ただ、プレゼンテーションでもあったとおり、定款認証の面談は残っておりまして、ここはユーザー体験としてまだ残念なところがあるなど、正直、我々も思っております。弊社のサービス利用者に、以前、アンケートを取ったことがあるのですがけれども、先ほどの定款認証を行ったときに、こういう修正の指摘がいろいろとなされるということなのですが、どういう修正指摘がありましたかということを知っていると、当社のサービスの利用者さんは、テンプレートの定款に対して、限定された自由入力のところをウェブサービスの画面で埋めていくという形で定款をつくるのですが、そういったサービスを通じたものに対しては、指摘内容が文末の文言の言い切り方をそろえろとか、「AI」と書くとはよくないから「人工知能」と表記せよみたいな、もちろんよりよくするのは別に構わないとは思っておりますけれども、それは果たして専門家として指摘しないといけないことなのだろうかという内容が多々あったと把握しております。実質的な内容は、少なくとも最低限必要な部分は十分テンプレートを通していて担保されていると言えるのではないかなと思っているということが1点目でございます。

もう一つは、最近聞いたケースでこれはどうなのだろうかと思ったことなのですが、最近、私の知人で会社を登記した人が2人ほどいたのですが、どちらも公証役場に定款認証に行ったときに、事務員の方とはお話しされたということなのですが、公証人の方は奥にいて会わなかった、直接顔を見て面談をしていないですということを知りまして、これが事実だとすると、もちろんこれは私が見聞きしている例の話ではあるのですが、もしこういうことがもっと広く起こっているとすると、本当に定款認証の意義としてこれまで説明されてきたような意義を充足するような運用実態があるのだろうかというところにそもそも疑義があると感じており、ますます本当にその必要性に合理性

があるのだろうかというところは強く思う次第でございます。こういったところを踏まえて、本当にもう少し技術によって解決して、起業者の負担を減らし、スタートアップの環境をよくする、起業環境をよくすると考えられないものかというところは強く感じるところでございますので、この後の議論に期待したいところでございます。

ありがとうございます。

○武井座長 木村様、誠にありがとうございました。

ただいま、日本経済団体連合会様、新経済連盟様から、スタートアップに関する規制改革について御意見、御要望をいただきましたけれども、牧島大臣のほうでもしこの段階で何か受け止めや御意見等がございましたら、お願いできましたらと思います。

○牧島大臣 ありがとうございます。大変重要な御指摘、今、freeeさんからは現場の生の声も聞かせていただいたところでございます。

スタートアップについては、大変高い関心が、ルールをつくる側だけではなくて、社会全般に出てきておりますし、当然岸田政権の最重要政策の柱の一つになってくると思います。若い世代の皆さんたちからも、スタートアップをやってみたい、スタートアップを始めたという声も出てきていますから、失われた30年を何とか取り戻すためにも、このイノベーションを実現できるように、この若い人たちのアイデアやスタートアップの芽を潰すことがないようにしなければならぬという点で、規制改革に取り組まなければならないと考えております。

また、規制改革関連制度の体制・機能の強化については、まずはスタートアップを核として規制改革を推進するという観点から、デジタル臨調、さらには、サンドボックスの制度、特区の制度と様々にありますけれども、規制改革に関連する部局・窓口は幾つかに分かれているところもあるので、連携を強化しなければならないのではないかなど、必要な調整を進めなければならないと実感しております。事務方にも、私として指示をしていきたいと思っております。

スタートアップに関する規制改革事項、規制改革関連制度の体制・機能強化は、今後もこの会議の中で御審議をお願いしていくことになろうかと思いますが、ファストトラックプロセスなども活用しながら、答申にも盛り込んでいただいて、政府としても、規制改革実施計画を閣議決定して、できるものから速やかに実行に移していく体制をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

しっかりとスタートアップの支援とエコシステムの構築を日本が行っているということを皆さんが実感できるようなところに行けるように、努力を続けていきたいと思っております。お願いたします。

○武井座長 牧島大臣、誠に力強いお言葉をありがとうございました。

まさにスタートアップに関する制度について、この規制改革事項につきまして、本ワーキングにおきまして、きちんと大臣の御意見を受け止めてしっかりと審議等を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

では夏野議長、御願います。

○夏野委員 御指摘をいろいろとありがとうございます。特に経団連さんから出てきた規制改革関連制度の連携については、この規制改革推進会議としてもどんどん進めていくべきだと考えています。

実際に、私自身も、規制改革推進会議とともにデジタル臨調あるいはデジタル庁のデジタル社会構想会議の委員も務めておりますし、ほかの委員や専門委員の方も関連する会議体のメンバーをたくさん務められています。また、本日も、デジタル臨調から金丸構成員にも御参加いただいていますし、会議に参加する委員の立場でも連携を強めながら、事務方の連携も強め、あらゆる角度からこの規制改革を推進していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

私自身も、スタートアップというか、起業の経験もあるので、申し添えますと、この手続論については、政府や我々で一生懸命やっていけば何とかなるのですが、日本のスタートアップがなかなか大きにならない最大の理由は資金還流が少ないということで、特に経団連さんを構成されているような大企業さんからの投資あるいは大企業による買収というエグジットが極めて少ないのが日本でありますので、上場環境については今、日本は世界一上場が易しい市場が既にできていますけれども、企業の買収やM&Aは一向に進みませんので、経団連さんも関連企業に内部留保ばかりためないできちんと投資するようにぜひ働きかけをお願いしていただけると、規制改革も実るのではないかと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○武井座長 夏野議長、力強いお言葉をありがとうございます。

お待たせをいたしました。続きまして、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の谷川企画官様より、御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○内閣官房（谷川企画官） 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の谷川と申します。

本日は、御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、法人設立手続のデジタル完結というテーマに当たりまして、私からは、法人設立ワンストップサービスの概要と変遷について、まず、御説明させていただきたいと思いません。

法人設立手続のオンライン化及びワンストップ化は、2017年に、当事務局の前身組織である日本経済再生本部によって成長戦略に位置づけてまいりました。それ以降、各省庁と一体となって取り組んでおります。既に御存じの方も多くいらっしゃると思いますが、2020年1月には、マイナポータルを活用して、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立後の手続についてのワンストップ化を、また、2021年2月には、定款認証、設立登記申請を含めた手続のワンストップ化に関する機能・サービスをリリースしております。これによって、書面・対面・押印が必要であった各種手続が電子化されまして、従来は7日程度かかっていた法人設立手続の所要時間を24時間以内で完了可能とするといった大幅な時間短縮を実現してきております。また、画面右に記載のとおり、昨年度、2021年度には、英

語対応の促進を図るべく、英語の申請ガイド、書式見本の作成、登記情報システムなどへの自動翻訳システムの導入検討、また、手続代行を行う士業の方々などと連携しまして登記申請後の労働基準監督署やハローワークや年金事務所への設立届出の円滑化などを進めてきたところです。

また、本会議に先立ちまして規制改革推進室様より事前にいただいております論点の中で、次のようなものがありました。法人設立ワンストップサービスの利用率の現状とその評価、利用率向上に向けた取組について御説明願いたい、また、法人設立手続のデジタル完結を実現させるために、各手続を所管する省庁と連携して検討を進めるべきではないかといった御意見をいただいております。

この法人設立ワンストップサービスの利用状況としましては、2020年1月にスタートをしてから2020年12月、12か月間の利用件数は1,217件、2021年は年間で3,501件、2022年度は、1月から3月までの3か月間ですが、1,611となっております。これを1か月当たりの平均値に換算しますと、2020年は毎月約100件だったところが、2021年は毎月300件、この2022年は、3か月間ですが、毎月537件といったように、利用件数は確実に増加してきていると捉えております。法人設立全体のサービス開始から1年強という段階ですが、利用の拡大と定着化に向けて、関係省庁と連携して、機能追加による利便性の向上や広報活動による利用促進を行うとともに、関係各省、経済団体様、士業団体様の皆様との連携によって、あらゆる方面へのさらなる広報・周知活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、もう一つの論点としまして、世界から有望な人材を誘致し我が国での起業を促す観点から、法人設立ワンストップサービスの英語対応を可能とする必要があるのではないかと御意見をいただいております。

この件につきましては、2021年に、先ほど御紹介しましたが、取りまとめた対日直接投資促進戦略の中で、我が国の行政手続のオンライン化・英語化等を一気に進めるとしまして、この画面右側で御紹介したような3点の活動を各省庁にて実施しているところでございます。引き続き、対日直接投資の促進に向けて、法人設立登記申請などの手続のオンライン化、英語対応の検討を対日直接投資推進会議の中でフォローしてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上となります。ありがとうございました。

○武井座長 谷川様、誠にありがとうございました。

続きまして、法務省の堂蘭審議官様より御説明をいただきます。今日は、お忙しいところ、お越しいだきまして、誠にありがとうございます。

では堂蘭様、よろしく願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私から、本日取り上げられております法人設立手続につきまして、御説明いたします。

当局は、設立登記の手續及び定款認証手續を所管しております。両手續につきましては、デジタル化を図り、より国民が利用しやすく、負担の少ないものとするべく、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まず、論点1について御説明いたします。

設立登記の審査に当たっては、後に会社設立の無効等の問題が生ずるリスクを想定し、設立手續の適法性を審査しているところでございます。詳細は回答に記載したとおりでございますが、完全オンライン申請では印鑑の照合などがデジタル代替されるなど、審査の短縮化が図られていると考えておりますが、主たる判断事項である定款関連規定への適合性の審査について、定款の内容の複雑性が乏しいものを機械的に分類・判定することができれば、より定型的な審査が可能となり得るとも考えられることから、費用対効果の観点も踏まえながら、デジタル代替については、法務省としても強い関心を持って検討していきたいと考えております。

次に、論点2について御説明いたします。

登記・供託オンライン申請システムにつきましては、昨年の規制改革実施計画に基づき、改善の取組を進めておりますが、引き続き、手續に精通していない方にも分かりやすいものとなるよう改善を図ってまいりたいと考えております。また、利用時間の24時間対応については、令和7年度に運用開始予定の次期システムにおいて、政府方針に従い、運用等経費の削減にも留意しながら、利用者のニーズに沿って利用時間の拡大を図るよう取り組む予定にしております。

続きまして、論点3、公証人による定款認証について御説明いたします。

まず、前提といたしまして、公証制度の概略につきまして、今画面を共有いたしました資料に沿って、御説明いたします。まず、公証人は、御存じのとおり、公証人法に基づき任用される者でございます。4月1日現在、全国で502名おります。国から給与等の支給は受けておらず、国家公務員法上の公務員には該当いたしません。法務大臣により任命され、国の公務である公証事務を取り扱うものとされており、実質的に公務員と解されているものでございます。具体的な事務の内容といたしましては、この資料の下段に書いてございます。3つ並んでおりますけれども、1つ目が左側の公正証書の作成、2つ目が真ん中に書いております私署証書・定款の認証、3つ目が確定日付の付与でございます。これらはいずれも公証人が公平・中立な第三者的立場から私人の法律関係に関する事項等を証明することにより、私人間の紛争の防止、私人間の法律関係の明確化・安定化を図ることを目的とするものでございます。

続きまして、電子定款認証の手續につきましては、この電子定款認証手續の実務フローと題する資料を御覧ください。電子定款の認証については、PDFファイル化した電子定款に電子署名を付した上で、オンラインで申請していただくことになっておりますが、実務上は、正式な申請に先立ちまして、公証人と嘱託人あるいは代理人との間で事前のすり合わせを行っております。その上で、最終的に公証人の面前での手續として定款の作成名義の

真正、すなわち、定款作成が嘱託人の真意に基づくものであるかどうかなどを確認した上で、公証人が電子定款に電子署名を付して認証を付与するという流れになっております。なお、公証人の面前での手続については、平成31年からウェブ会議システムを通じてオンラインで行うことも可能となっております。また、令和元年から、マネーロンダリング対策の一環として、公証人が定款認証の際に新たに設立される法人の実質的支配者となるべき者の申告を求める制度を開始しております。御参考までに、この申告に用いられる様式を資料として添付してございます。

公証制度の概要については、以上となります。

それでは、事前に御照会いただきました、3-①から⑥までの各論点について、概略を御説明させていただきます。

まず、論点3-①、定款認証の必要性について改めて整理してございます。定款認証は、現在、1つ目として、定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能のほか、2つ目として、定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑止する機能を有していると考えております。また、このことに関連し、マネーロンダリング対策の観点から、定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う取組も行ってございます。これらの3つの機能を有しておりますので、定款認証は必要な制度であると考えております。公証人による具体的な審査の流れは先ほどの実務のフローに関する資料のとおりでございます。定款認証を通じて、発起人の実在や発起人の意思に基づいて定款が作成されたか否か、設立行為が公序良俗に反するか否かなどの会社設立をめぐる紛争を予防する機能を果たしているものと考えております。なお、平成30年の時点においてはございますが、日本弁護士連合会からは、定款認証制度の果たすこれらの機能等に鑑みて、定款認証の一部撤廃を含めて、その不要化には反対するとの意見書が公表されているところでございます。

次に、論点3-②、一定類型の会社について定款認証を不要とすることができないかというものでございますが、会社法においては、定款自治が取られておりまして、会社の機関設計等に関し極めて多岐にわたる選択肢を提供しておりますので、その中で特定の類型の会社についてのみ法律上特別の取扱いをすることについては、合理的な説明が困難であるものと考えております。また、今申し上げました制度的観点につきましてもは取りあえずおくとしたしましても、定款認証は、先ほど御説明しましたとおり、会社設立手続の責任を負う発起人の実在、発起人の意思、定款内容の適法性のほか、マネーロンダリング対策の観点からの取組も講じられているところでございます。これらの機能が全く失われてしまうことになるため、一定の類型の会社について定款認証を省略することは困難であると考えております。

次に、3-③について、公証人の面前確認は嘱託人との直接のやり取りを通じて、定款が発起人の意思に基づいて作成したものであることを確認するという重要な意義を有して

おります。代理嘱託による場合であっても、代理人に対して委任者から委任を受けていることやその委任内容等について委任者の真意を確認しているかなどについて、代理人との直接のやり取りによって確認をしているところでございます。これにより、本人確認や意思確認がより確実になるほか、不正な意図をもって起業しようとする者に対する心理的な抑止効果を生じさせ得るものとなっております。

少し飛ばさせていただきます、最後の3-⑥、実質的支配者の申告制度について御説明いたします。これは、定款認証を行う際に、実質的支配者となるべき者の本人特定事項を申告させるものですが、その者が暴力団員等に該当するか否かを申告させ、これに加えて、暴力団員等に該当する場合には、設立の適法性について説明させ、合理的な説明がされない場合には、公証人は当該定款の認証を拒否することになります。このような手続を通じて、実質的支配者の情報の把握に加えて、不正な会社設立の抑止という機能も果たされるものと考えております。なお、FATFの勧告との関係で、公証人単体で完全に実質的支配者情報を把握することが困難であることは御指摘のとおりでございますが、多面的アプローチとしても評価されるものと認識しており、引き続き、FATFの勧告への対応としてどのような対策が必要かにつきましては、関係当局としてしっかりと検討する必要があるものと認識しているところでございます。

御説明は、以上でございます。

○武井座長 堂菌審議官様、誠にありがとうございました。

なお、法人手続のデジタル完結につきましては、法人設立ワンストップサービスに含まれております各手続を所管しております、デジタル庁様、財務省様、総務省様、厚生労働省様からも本件に対する回答を御提出いただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから質疑応答に入ります。2つのパートに分けさせていただきます。まず、法人設立手続のデジタル完結に向けた手続の精緻化・自動化・英語化対応の話を前半にして、後段で公証人の定款認証の話という形で、2つに分けたいと思います。よろしくお願いいたします。

前段から、まず、御発言等がございます方は、よろしくお願いいたします。マイクをオンにして、お願いいたします。挙手でも結構です。

では村上委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。

御説明をありがとうございます。私も、5年前の検討会に関さんたちと一緒に参加していましたので、その後、5年間、進んでないことを大変残念に思っています。

まず、デジタル完結、デジタル庁さんあるいは内閣官房さんがつくられた資料で、かなり多くの手続がワンストップでできるようになり、これは大変いいことだと思って、感謝しています。今後、今つくられているAPIをさらに改善していただけると、民間企業のサービスも連携できると思っています。

ただ、この資料は、デジタル庁さんの資料も内閣官房さんの資料も、公証人による定款認証の手續部分が書かれていなくて、あたかもワンストップでできるような誤解を与えてしまっているのので、ここだけはワンストップができていませんということはちゃんと書いておくべきではないかと思います。

私からは、以上です。

○武井座長 今の点は、後半にも続きますので、御意見として承りたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに、いかがでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀専門委員 デジタル化については、皆さん、御賛成とお伺いしましたし、国の施策としても進めていただけると理解したのですが、どのようなアーキテクチャで行われるのか。それは外部にも連携可能な形で構築されるのか。それとも、また独自システムみたいなことになってしまわないか。システム化・デジタル化に関して、もう少し詳細がありましたらお聞かせいただきたいと思いました。

○武井座長 今の御質問については、谷川さんですかね。

では谷川さん、お願いできますでしょうか。

○内閣官房（谷川企画官） システムのアーキテクチャになりますと、デジタル庁からいただけるとありがたいのですが。

○武井座長 デジタル庁さんはいらっしゃっていましたか。

デジタル庁さん、お願いします。

○デジタル庁（随行者） すみません。今、高木参事官が一瞬席を外しております。

○武井座長 後で、戻られたら、今の御質問をお伝えいただいて、挙手していただけますか。お願いします。

○デジタル庁（随行者） 承知しました。

○武井座長 では先に、落合委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今後の取組をさらに進めていただけるということで、非常に最初の入り口のところから手續を簡単にしていくことは起業促進で重要だと思います。その中で特に英語対応についてお聞きしたいなと思いますが、英語対応の関係では、新資本主義事務局からいただいた御回答の中で、今後、フォローアップをしていくお話もありますが、その中でどういう形で取組を進められていく御予定か、です。また、その中に、関係省庁として十分に広い省庁が含まれているのかどうかもあるとは思っておりまして、そういった中で、例えば、総務省や他省庁もしっかり入っていく形もあり得るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○武井座長 今の点も、谷川さんでしょうか。いかがでしょうか。

○内閣官房（谷川企画官） 英語化に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、対日

直接投資促進戦略の中で進めていくと。システムの英語化だけではなくて、手続全体の英語対応を推進していくのかなと私どもでは思っています、こちらに関して、今日同席してもらっています対日直接投資推進室の爲藤企画官からも少しコメントをいただけたらと思います。

○内閣府(爲藤企画官) 内閣府の経済財政運営担当で対日直接投資を担当しております、爲藤と申します。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。法人設立ワンストップサービスの英語化に関して御質問いただきました件につきましては、回答は、谷川企画官からさせていただきましたとおり、対日直接投資促進戦略の中で本件を取り上げておりまして、フォローアップを行っていくことにしております。先生にもおっしゃっていただきましたとおり、このシステムについては、様々な省庁が関連することは認識しております。私ども対日直接投資を促進する立場からも英語化は非常に重要だと思っておりますので、対日直接投資推進会議の場を活用してということもございますけれども、関係省庁の方といろいろ議論をしていきながら、フォローアップの御報告も受けながら、進めてまいりたいと思っております。

○武井座長 よろしく願いいたします。

落合委員、よろしいでしょうか。

○落合専門委員 ありがとうございます。

ぜひ前向きに進めていただければと思いますし、手続のデジタル化も含めてしっかり進めていただければと思います。

○武井座長 後藤委員、お願いします。

○後藤専門委員 後藤です。

今の英語対応の点について、落合委員の御指摘と重なるところもあるのですが、非常に重要な点かと思っております。国連のUNCITRALという会議でこの法人設立の話が少し前まで行われておりまして、法務省さんからの御依頼で、私はその委員として出席させていただいていたのですが、世界でも非常に関心が高いところでして、特に、途上国といますか、これから経済を伸ばしていかなければというところは、強い危機意識を持っており、南米、東南アジア、また、アフリカ諸国なども、中には既に日本の遙か先を行っている国もあるんだなということを会議に出席して感じたところです。ですので、まず、デジタル化についてはぜひ取り組んでいただければと思いますし、また、それらの国が気にしていたことは、もちろん母国語での対応は非常に重要なわけですが、投資を呼び込むための英語による対応という点でした。この英語による対応という点も重要な要素としてUNCITRALの立法ガイドに取り入れられておりますので、日本でもぜひ取り組んでいただければと思います。

また、対日直接投資の話として挙がってきているということは、文脈としては非常によく理解できるところなのですが、現代のような社会では、既に国内に多くの外国籍の方が

おられるわけですから、これらの方も、英語で手続ができれば、もっと日本の中でビジネスをやっていただく可能性も大いにあるかと思しますので、外国からの投資という文脈に限定することなく考えていただくことがいいのではないかと考えております。

あと一点、最後は質問なのですがけれども、論点に対する回答で、英語対応については、内閣官房の新しい資本主義実現本部事務局さんとデジタル庁さんのところにあつたのですが、法務省さんの回答にはなかったように思います。法務省さんにはこの質問が行かなかつたのかもしれないのですがけれども、どのようにお考えなのか、もし現段階でありましたら、お聞かせいただければと思いました。

よろしく願いいたします。

○武井座長 法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省（齊藤企画官） 法務省民事局商事課の企画官を担当しております、齊藤と申します。

英語化の対応につきましては、対日直接投資の事務局様など、各関係省庁と連携して対応を検討して進めさせていただいております。これまでにも、システムの整備等を検討しているところでありますが、今後とも連携しながらどんな対応が可能か検討を進めてまいりたいと考えております。

○武井座長 ありがとうございます。

後藤委員、よろしいでしょうか。連携して進めていただけるということです。

○後藤専門委員 もちろんいろいろと大変な作業かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○武井座長 ありがとうございます、

デジタル庁さん、まだタイミングはよくないままでしょうか。

○デジタル庁（随行者） すみません。まだです。

○武井座長 ありがとうございます。では次に移らせていただきます。デジタル庁さんには後でもし書面回答とかがございましたら、後で何か補足していただければと思しますので、よろしくお願い致します。

では前半の総括をします。

まさに、新たな成長産業の創出や経済成長のために、スタートアップの促進は大きな鍵です。我が国が海外からヒト・モノ・カネを取り込むためには、グローバル的に見ても、スタートアップフレンドリーな環境を整えることが欠かせません。その入り口である法人設立時における各種行政手続の負担軽減やコスト削減やグローバル化は喫緊の課題となっております。

まず、経済界さんから寄せられましたスタートアップに関する規制改革への御意見については、規制改革推進会議としても何ができるかしっかりと考えておく必要があると思っております。事務局におかれましては、制度所管官庁様との調整や規制改革担当の行政機関との連携等について必要な検討をお願いいたします。

また、現行の法人設立ワンストップサービスにつきましては、オンライン利用率の向上や一層の自動化・精緻化を進めることによって、会社設立時のデジタル完結に向けてさらなるフェーズの引上げが重要です。その際には、法人設立に関する手続において、何らかの手続が取り残されないよう、デジタル完結がなされることが重要となります。

関連省庁様におかれましては、デジタル臨時行政調査会が進めておりますデジタル原則への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、当初はリスクの低い定型的な案件を対象とし、段階的に自動化の対象範囲を拡大することも念頭に置きつつ、速やかに取組を進めていただきますようお願いいたします。

英語対応につきましては、対日直接投資促進戦略に位置づけられました行政手続の英語化等を一気に進める取組を迅速に実施していただきますようお願いいたします。

本日出席いただきました関係の皆様におかれましては、引き続きよろしくようお願いいたします。

この中で、内閣府対日直接投資推進室様、財務省様、総務省様におかれましては、お忙しい中、御対応いただき、ありがとうございました。このタイミングで御退出いただければと思います。そのほかの方は、残っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(内閣府対日直接投資推進室、財務省、総務省、退出)

○武井座長 では後半の公証人の定款認証に関する議論に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので、御意見等がございましたら、お願いします。

村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

こちらのほうが関心が高いので、こちらに時間たくさん取っていただいて、ありがとうございます。

法務省さんに、2点、質問します。

資料6-1の回答、3-②と3-③について、3-②で、モデル定款に関しては、定款自治の考えで、多岐にわたる選択肢を用意するのを阻害するという回答がありますが、これは適法であるモデル定款をたくさん用意する、あるいは、先ほど説明があったfreeeさんがやられているように、選択肢や自由記述で適法なモデル定款ができる仕組みを用意すれば解決できると思いますが、いかがでしょうか。これが1点目です。

2点目が、3-③で書いてある、面前で実在・意思の確認をしているということがありました。これは国が進めるマイナンバーカードに格納されている証明書2種類を用いれば、両方とも確認でき、面前で行うよりもより強固な確認ができると思います。法務省さん、この点に関して、マイナンバーカードよりも面前が優れているということをおっしゃりたいのでしょうか。

その2点を質問します。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

今の2点につきまして、法務省様、お願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。

御質問をありがとうございます。

まず、モデル定款の点につきましては、現在選択し得る様々な類型のうち、一定の範囲のものについてのみそういった形で特例を設けることの合理性をどのように説明するのか、あるいは、そういった特定のものについてのみモデル定款を作成すると、国としてそれを推奨するような形にならないかといった問題があるのではないかと考えております。もちろん全ての類型についてそういう形でモデル定款を作成できればというところはあるのかもしれませんが、実際にはそこまでは難しいというところがございます。

2つ目、発起人等の申請の適正さの担保でございますが、この申請の適正さの担保の意味ですけれども、1つには、作成名義の真正がございます。この作成名義の真正というのは、発起人となっている者が定款を作成したことを担保するというものでございますけれども、先ほどから私どもとして申し上げたいことは、法人はまさに法律によって法人格を付与され権利義務の主体とされるものでございますので、それが不正な目的で利用されないようにそこをいかに担保するかということが問題であろうと考えているところでございます。そういった観点から見た場合に、例えば、詐欺犯罪を目的としたものや不当な投資勧誘などを主目的で法人を設立する、あるいは、マネーロンダリングなどもそういうこととなりますけれども、そういったものについて、例えば、発起人の名義が偽造されている場合はまさに作成名義の真正の問題となりますけれども、そうではなくて、例えば、脅迫等の不正な手段を用いて発起人にさせられている場合、あるいは、犯罪をしようとしている者から一定の報酬をもらうなどして発起人として名義貸しをしている、あるいは、暴力団関係者が発起人となっているものについては、作成名義自体は真正なわけですが、不正な目的で会社の設立がされるおそれがあるところでございますので、我々は面前的の確認が電子署名等よりも作成名義の真正を担保する上で優れているということを申し上げているわけではなくて、今言った不正な企業の設立を予防する観点で、そういった兆候が見られる場合には関係者から事情聴取をするなどして、そういった問題がないかどうかを確認するというところに意義があるものと考えているところでございます。

○武井座長 ありがとうございます。村上委員、いかがでしょうか。

○村上専門委員 最初の回答は、適法な定款の事例をいっぱい並べることと、定款自治を阻害することはないので、ちょっと回答がずれていると思います。

2つ目の回答は、マイナンバーカードを使った申請は必ずしも本人の意思ではない場合があるとおっしゃったと私は理解しました。かなりマイナンバーカードに対して批判的なことを法務省さんは言われたと私は理解しました。

以上です。

○武井座長 法務省さん、今のコメントに対しては、いかがでしょうか。

○法務省（堂蘭審議官）そこは私の説明と違うのですけれども、例えば、一定の犯罪組織の人から報酬をもらってその発起人に名を連ねることにした人がいる場合に、その人がマイナンバーを示して発起人として申請をした場合、作成名義の真正は担保されていますので、それ自体が問題になることはないわけですが、そういった形で、本来、正当な目的で会社を設立するつもりがないにもかかわらず、発起人として名を連ねて法人格を利用して何かしようとしていることがないか、そういった審査をするに当たっては、マイナンバーカードでは防げないのではないかとということをお願いいたします。

○村上専門委員 本人の意思に反して申請されたものはマイナンバーカードでは防げないけれども、公証人の面前だとそれを見抜けるということをおっしゃりたいのですね。

○法務省（堂蘭審議官）もちろん100パーセント見抜けるということをお願いするつもりはございませんが、実際に、真実発起人として会社を設立しようとしている者であれば説明できるような事項について説明ができなかったり、そういった不審な兆候が見受けられるものについては、より詳細な調査をしたりして、本当にそういう不正目的ではなく合理的な目的で法人格を取得しようとしているのかどうかをチェックすることが必要になるのではないかと趣旨でございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

ほかにも多く手が挙がっているので、これで終わりにしますけれども、5年前の検討会でも、怪しい雰囲気や公証人が察知してこれは怪しいということや指摘するという、刑事でもできないようなことを公証人がされるとおっしゃってしまっていて、今でも同じことをおっしゃるのだなと思いました。

私からは、以上です。

○武井座長 では続きまして、竹内委員、お願いします。

○竹内専門委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

私からもコメントを申し上げたいところは、今、村上委員におっしゃっていただいたように、この点は既存の枠組みにこだわっておられるかなという印象をちょっとお受けしたところでございます。規制の目的は、一つには、国民に対して、悪さが発生しないようにすること、もう一つには公平・公正な事業環境等を担保するといったところが目的であって、既存の制度がその目的を果たし得ているのかといったところで、2点、お伺いをしたいと思います。

まず、公証人の面前確認でございますけれども、私も、起業した際に、代理人手続をお願いいたしました。スタートアップにとっては、もちろん費用も惜しいのですけれども、時間的なロスはもっと痛いので、代理人に頼んだところでございます。その御回答の中で不正な意図を持って起業しようとする者に対して心理的な抑止効果も生じ得るものとなっているとされているのですけれども、この不正な意図を持った起業であるとして公証人の方たちがリジェクトをされた事例件数などを教えていただきたいと思っております。

もう一点、公証人の方がその定款の認証をするというところでございますけれども、こ

ちらも、御回答の中に、当該定款の認証を内容によっては拒否することができる、しなければならないということでしょうけれども、公序良俗に反する場合は無効である、ということと考えられる場合には認証を拒否ということが定められているわけですが、こういった拒否された件数、要は、見抜かれたという形で、悪い案件を発見した、それによって拒否をした件数がどれぐらいあるのかということをご教示いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○武井座長 ではよろしくお願ひいたします。

○法務省（遠藤室長） 法務省民事局登記所適正配置対策室長の遠藤と申します。

今、2点ほど御質問をいただきました。

まず、1点目、面前確認によってこういった形で適切でない会社設立が防げたのかという具体的な事例について、これは先ほどの実務フローの資料の中でも触れさせていただきましたが、実際の定款認証のプロセスとしましては、嘱託人の方から定款の作成の案文等をいただいて、事前に公証人と嘱託人あるいはその代理人の方との間で内容のすり合わせ等をする作業がございます。その中で、会社設立の意図といった点について適切な説明がされていない場合に、何度かやり取りをしていく中で、発起人として公証人にアクセスをされた方が途中で相談を切り上げてしまうといいますか、撤回といいますか、公証役場にアクセスしなくなってしまうといったケースもございまして、なかなか実態としてこういった件数はどれぐらいありますということをお示しするのは難しいのですけれども、そういう不自然なやり取りがあるケースについて実際に定款認証を取りやめたケースがあると聞いております。

2つ目の質問も、今のお答えと重なるところではあるのですけれども、実際に実質的支配者の申告に伴って不正な目的等がどれだけ把握できるかという御質問かと思うのですけれども、こちらも件数としてはなかなか具体のものをお示しするのは難しいところではございます。制度が始まってから間もないということもございまして、公証人としては、従前と同じように、定款の作成に当たって会社設立が適正にされているかどうかということ、事前の相談の過程も含めて、やり取りで確認をしながら、実際の認証を行っているということでございます。

説明としては、以上になります。

○武井座長 では竹内委員、お願ひいたします。

○竹内専門委員 そうすると、その規制の効果が全く把握されていないという理解でよろしいでしょうか。心理的な抑制効果がまさにおっしゃったとおりに働いて、公証役場に、アクセスしなくなった、途中で離脱したとすれば、それが規制の効果だと思えますけれども、その規制の効果は全く把握されていないという御回答でよろしいのでしょうか。

○武井座長 いかがでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 件数として具体の数字を把握しているということではないということでございます。こういった事情で定款認証の嘱託を断念されたかということについて

は、当事者の方の内心のところにも関わるところでございますので、なかなか数字的に統計を取ることが難しいところがございますので、そういった事情もあって数字としては把握していないということになります。

以上でございます。

○竹内専門委員 それであれば、例えば、本人が申請に来て、家庭で何かが起こって今は起業するようなシチュエーションではなくなってしまったというような、避けられないような事態というか、そういったこともあり得るとは思いますけれども、例えば、代理人に頼んでいる場合は先にペイが発生しているはずだと思うのですね。要は、費用が発生しているにもかかわらずコンタクトをしなくなるといったところとかは何らかあると思われると思いますし、この規制の効果を確認しないままこの規制を続けることは、起業した経験からしましても、この規制に意味があるということになかなか同意することが難しい状況になりますので、ぜひ定量的にそういったところを把握していただいて議論にのせていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

ちなみに、今の設立を断念したという事例は、どういう御質問をされて断念したという整理なのでしょうか。何かマネロンに関する御質問をされたということなのでしょうか。今の事例ですね。もうその公証役場に来なくなったというのは、どういう事例なのでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 網羅的に全ての事例を把握しているわけではございませんけれども、私が以前公証人に聞いたところで記憶している限りのもので申し上げますと、同一の発起人の方が同じタイミングで異なる目的の会社を複数同時並行して設立しようとしていたケースがあったと。その際に、それぞれの会社は、一体、どういう趣旨、どういう目的で設立をしようとしているのか、それぞれの会社の関係はどうなっているのかとか、そういった設立に向けた背景事情のようなものを公証人で確認していったところ、あまり納得のいくような説明が得られなくて、そういったやり取りをしている中で、もう結構ですということでやめられた事例があったと聞いてはおります。

以上でございます。

○武井座長 公証人のお仕事は、真正性の確認、会社法の適法性確認、マネロンのチェックということかと思いますが、もしマネロンの話ではないのだったらどういう権限でそういうことを公証人がおっしゃったのかということが論点になると思うのですけれども。マネロンの臭いがしたから諦めたという成功事例なのか、事実関係が明確でないと、多分いろいろな捉え方のできるケースではないかとも思うのですが。複数の会社をつくってはいけないという規制があるのか、ということにもなると思うのですけれども。

○法務省（遠藤室長） すみません。説明が不足していたかもしれないのですけれども、先ほど堂蘭からも申し上げたかと思うのですが、株式会社という法人形態を利用した形で、

いわゆる投資詐欺といった消費者被害を生じさせるような社会的実態が一部であるということにつきましては、我々としては、そういう認識で捉えておりますし、以前日弁連からお出しいただいた意見書の中でもそういった懸念についての言及があったと承知しております。そういった中で、会社を複数設立するに当たって、合理的な説明がなく、手続だけを急ぎ進めようとしていた方がいらっしゃったことを踏まえて、公証人でいろいろと事情を聞かれたら、嘱託人で、結局、そこは諦めたというか、嘱託は取り下げたという事情があったということでございまして、確かに捉え方がいろいろあるということは御指摘のとおりかと思えますけれども、例えば、何らかの不正な目的で消費者詐欺を目的として、箱だけの会社組織をつくるというようなことを仮に意図した方がいらっしゃった場合に、公証人と直接やり取りをするという心理的なハードルを設けることによって少しでもそういった事例が防げるのではないかという趣旨で、先ほど御紹介を差し上げた次第でございます。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では夏野さん、どうぞ。

○夏野委員 皆さんも手を挙げているのに、申し訳ないです。

関連して、今のようなお話は非常に個別事例的なお話で、実際に特殊詐欺などをやる者などは、別にそこら辺にある会社の箱を借りたりすることは煩雑に起こることで、むしろ新会社をつくってわざわざそれをやるなどということは当然やりませんし、その犯罪の抑止効果的なものは、今の御説明で、犯罪を担当されている警察の方などに聞けばお分かりになると思えますけれども、全く感じないので、本当にどれぐらいそれを発見しているのかということをきちんと正確に数字で把握して御報告していただだけませんか。例えば、今月にアンケートを取る形でも構わないので、ぜひ、そういう形で、数字で示していただければと思います。

以上です。

○武井座長 では菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、現政権の意思として、スタートアップ支援強化という方針が示されていることも踏まえれば、事前規制的なものは見直すという姿勢で考えるべきではないかと思えます。起業がストレスなく出来る環境をいかにつくるかという意味では、今、不正の話もありましたけれども、ネガティブな事例をもってスタンダードな制度とするのではなく、別途不正行為を防げるかを考えることが大切ではないかと思えます。

質問ですが、先ほどfreeeさんから現場での実態について御意見を頂戴しましたが、法務省さんからの説明と実態にすごく乖離があるのではないかという感じがしました。freeeさんから、事務員の方が出てきて公証人の方が対応していない事例の御説明がありましたが、そういう問題は法務省さんでしっかり把握されているのかどうか、不正のケースと同

様に、きちんと事実を調べていらっしゃるかどうかを教えてください。

もう一点、マイナンバーを利用して電子署名が付された電子定款については面前確認は不要としてもいいのではないかと、説明を聞いていても思うのですが、例えば、現行制度でも、代理人による申請の確認では、発起人の電子署名が付された委任状に基づき本人確認をしていると思いますが、それができるのに、本人が行う場合に電子署名により意思表示をしているものを提出できないのはどうしてでしょうか。両者は質的に同じだと思うのですけれども、それで受け取る・受け取らないの判断をしている理由の説明をいただけないかと思います。

以上です。

○武井座長 では法務省さん、お願いします。

○法務省（堂蘭審議官） 民事局担当審議官の堂蘭でございます。

まず、第1点目でございますけれども、確かに、本来、証書の認証は、先ほどから申し上げておりますように、署名・押印あるいは電子署名のみの手続よりも、より慎重な手続で、その作成名義の真正だけではなくて、その他のものも含めて審査をするといったものでございまして、それを受けまして、例えば、公証人法58条では、公証人が私署証書に認証を与えるには当事者が公証人の面前で署名等を行うか、署名等をしたことを自認したことを要するといったところも規定されているところでございまして、そういった様々な慎重な手続を取るようになってきているところでございますが、これらの法律の趣旨にのっとった運用になっているのかどうかという点について、いろいろと御指摘をいただきましたので、この点につきましては、運用実態の把握を含めて必要な検討をしてみたいと考えております。

2点目の御質問につきましては、村上委員から御質問いただいたことと同じ回答になってしまうのですが、先ほどから申し上げておりますように、公証人は、法人の設立が公序良俗に反するような場合、法令に反しているような場合については、定款を認証することができないことになっているわけございまして、本人確認だけであれば、おっしゃるとおり、マイナンバー等で十分に担保されるというところはあるのかもしれないのですが、公証人が確認している点は、そこだけではなくて、それ以外のそういった不正な目的でされていないかどうかということも含めて、そういった兆候があればさらに発起人から詳細な事情聴取を行うなどの対応を取った上で、法人格の取得を認める前提として定款認証をすることになっておりますので、マイナンバーのみでそこを認めることは困難ではないかと考えているところでございます。

○武井座長 では菅原さん、お願いします。

○菅原委員 起業する際の手続としてどこまで確認していくか、いま一度制度的に考え直したほうがいいのではないかと思います。以前、デジタル基盤ワーキング・グループで遺言書について御議論させていただきましたが、こういうものとは全く性質が異なるので、どこまでその真意を確認する必要があるか否かということも大きな焦点なのではない

かと思えます。かつ、その真意の確認が、今、御説明にはありましたが、それで本当に的確に確認されているのか。御説明は分かりましたが、そもそもの考え方や方法論をいま一度見直していく必要があるのではないかと思います。ほかに挙手されている方も多いため、類似の御意見もあると思えますので、私の意見はこれで結構です。

○武井座長 ありがとうございます。何が公序良俗違反なのか、公証人個人の判断の差が相当出る仕組みでいいのかという論点もありますね。各公証人の判断で引っかかる人と引っかからない人が出てしまうことは、デジタル化についてどう考えるかという論点もあるのかと思いました。

続きまして、落合委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私も何点か伺わせていただきたいと思えます。

まず、1点目が、先ほど武井座長におっしゃっていただいた不正の目的というお話がありました。これについては、どこの部分でどのように定められているのでしょうか。日本の場合には、そもそも会社自体が一般的には所管官庁があってその承認を得なければならないという設立の仕方ではないはずであります。当然ながら、この場合には設立ができないということが明確に書かれているものでなければ、本質的に拒否ができないはずであろうと思えますが、この点の判断基準等々についてどのように定められているのかということが1点目です。

2点目は、それと関連しまして、具体的に、不正、マネーロンダリング等についてもおっしゃっていただいたと思えますが、何をどう公証人は確認されているのでしょうか。また、確認がうまくいった場合、うまくいかなかった場合、こういったものを、統計的に、もしくは、統計でなくても実験によって比較したような数字で分かる形で検証したことがあるかどうかといったことを示していただければと思えます。地面師の事件などの公証人がミスをした事件や従前の公正証書を利用した貸付けが、10年以上前ですけれども、そういったときに社会問題化したことなどもあったかと思えます。必ずしも公証人の手続が成功している場合だけではないことは周知のことだとは思いますが、そういった点について、特にどのように効果があって、何を検証していて、その部分について科学的にお話しいただきたいと思えます。

第3点として、代理人を使っている場合について、真意を確認するというお話があったかと思えますけれども、そもそも真意を確認できないのではないのでしょうか。代理人に対して全てのことを話しているとは限らないというか、あくまで代理人は本人ではないので最低限必要十分な範囲の情報を聞いてそれを持っていくというだけであります。代理人の質にもよるのかもしれませんが、全てのスクリーニングを事前に代理人がしているとは思われないので、そういった場合になぜ真意が確認できるのかが理解できませんでしたので、教えていただきたいと思えます。

第4点として、さらに真意を確認するということはどこのどういう条文によるのかとい

うことを教えていただきたいと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。いろいろとございましたが、よろしく願います。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。

まず、根拠条文でございますが、会社法30条で定款の認証を受けるというところがあるわけですけれども、他方で、公証人法の26条におきまして、公証人は、法令に違反したる事項、無効の法律行為及び行為能力の制限において取り消すことを得べき法律行為につき証書を作成することを得ずとなっておりますので、これが根拠規定と考えているところです。

2つ目の御質問につきましては、先ほど遠藤から申し上げましたとおり、公証人からの聞き取りによって、幾つか事例としては把握しておりますけれども、統計的にその詳細を把握することはできていない状況でございます。

代理人に対する面前確認でございますけれども、当然、代理人による場合は代理人に対する面前確認を必須にしており、回答に書かせていただいたような確認をしているところではございますが、当然、代理人に対する面前確認だけでは十分でない、要するに、公序良俗違反ではないというところの疑いが十分に払拭することができないという場合には、必要に応じて本人の確認をするということも当然考えられるところでございますので、そこは事案に応じて公証人において適切に対応しているということではないかということでございます。

最後、真意のところでございますけれども、要するに、先ほどの不正な目的で例えば会社を設立するとかというようなことにつきましては、公序良俗に反することで無効になるというところがございますので、根拠条文といたしましては最初の質問でお答えしたものと同一ということになるのではないかと考えております。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。では落合先生、願います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

不正の点や真意の点についてはおっしゃっていただいたなかでは、法律違反や公序良俗についておっしゃられています。しかし、真意という場合の言葉は、どちらかというと、遺言といったときに、本当に真意がどうなのですかという言葉が指されていると考えます。客観的に検証できるような法律違反の話とおっしゃっていただいたものはかみ合っていないので、何か法律に基づかない規制をされているのではないかと考えられます。

もう一点、科学的な検証を全くされるおつもりもないようにお伺いしました。今ないものについて答えてくださいというのはできないのですが、将来的にも調査をされるつもりが全くないのかどうかです。要するに、科学的なものは関係なく、公証人というものを一度つくったから、それはずっと信用し続けるのですという進め方をされるのかどうか

について伺えればと思います。

○武井座長 いかがでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

今後何か具体的な調査をする予定はないのかという御質問ですけれども、本日、いろいろ複数の先生方からそういった御指摘を受けましたので、何らかの可能な範囲でできることを考えたいとは思うのですけれども、他方で、現に法律上規制をかけている状況でございますので、例えば、これをなくしてしまった場合に比較ができるのかといったことはなかなか難しいとも思っておりますし、一度なくしてしまったときに生じる不都合といえますか、そういったことが起こるリスクを度外視して、効果をはかるために、ある意味、実験的に、何らか試験的にそういった公証人の認証があった場合となかった場合とでどういう違いがあるのかといったことを調査することは、なかなか事の性質上難しいのかなとは思っております。いずれにしても、本日の御議論を踏まえて、何ができるのか、できないのかということを考えてみたい、整理をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○武井座長 では落合委員、御願います。

○落合専門委員 今の点については、確かに現に規定しているものであっても、例えば、法務省さんが関わられているものでも、債権譲渡の特例に関するものは、サンドボックスで、法令上要件を満たす行為を別に行った上でさらに実験を行われているかと認識しております。試験的だからできないということには、既に、直近で、現在、やられているものがあるので、そういうことにはならないと考えます。今の部分は違うと思っておりますので、その点はできないという前提にせず、法的要件を本当に満たしたものをやりつつ、さらにもう一つ別の方法をして比較対照試験をするという方法はあります。法務省さんも既に認められていると承知していますので、ぜひそういった前向きな形で御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○武井座長 では堀委員、御願います。

○堀専門委員 ありがとうございます。

私も、公証人の面前確認についての御質問なのですけれども、先ほどの不正な設立ほどの程度防止できたのですかということについて、実数がないということでしたので、同じことを思って御質問しようと思ったのですが、その点は確認ができず残念だなと思えました。

もう一つ、実質的支配者の確認が公証人の業務に入ってくるということでありまして、公証人法の施行規則でいきますと13条の4の部分だと思うのですけれども、確かに2項で公証人は実質的支配者となるべき者が、暴力団員または国際テロリストに該当し、該当するおそれがあると認めるときには、嘱託人または実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならないと規定されています。その前提として、実質的支配者となるべき

者の氏名、住居、生年月日を情報として取られていると承知しています。実際、登記の手続の中で、どういう方が実質的支配者になるのかということが結構複雑で、フローチャートなどを個別に用意されているケースもあるのかなと思うのですが、先ほどの書面だけでなく、もう少し細かく事例ごとに入力させる形でデジタルに情報を取っていくことも可能なのかなと思っております、そのような仕組みを整えられていくのか、公証人ごとに個別に確認していく形を続けられるのかというのが質問の1点目です。

もう一つは、認証を行う場合に、暴力団員もしくは国際テロリストに該当するのがあるいは該当するおそれがあるのかどうかということに関して、具体的にデータベースなどに当て確認されているのかどうか、その2点をお伺いしたいと思います。

○武井座長 では、よろしく申し上げます。

○法務省（遠藤室長） ありがとうございます。

2点、御質問いただきましたけれども、まず、1点目は、実質的支配者を確認するための提出資料の合理化・デジタル化という趣旨の御質問であったかと思っております。現在の実務の取扱いにつきましては、実質的支配者をまずは申告させて、定款の記載などから、定款には株式の引受け数とかが表れておりますので、そこから分かれば特段ほかの提出書類は不要になるかと思うのですが、例えば、会社が発起人になっていて、その会社が実質的に過半数に相当するような議決権を持っているような場合であれば、さらにその発起人たる会社の実質的支配者が誰なのかということ把握するために、必要な書類等、提出をしていただくという形になっておると認識をしております。この書類につきましては、まさにその実質的支配者の意義が犯罪収益移転防止法という別の法律のところで定めている定義を引いております、御指摘のとおり、様々な類型があり得るところでして、その類型ごとにその提出書類として何が必要なのかということは、典型的に整理できる場合とできない場合があるかと思っております。いずれにしましても、提出書類の合理化という意味では、明確な対応といいますか、基準みたいなものがあつたほうが、当事者の方の利便性という意味では望ましいことかと思っておりますので、その辺りは何らかの工夫ができないかということ、御指摘を踏まえながら考えていきたいと思っております。そこの整理と併せてデジタル化が可能なのかどうかということもつながってくる論点になるかと思っております。

2点目でございますけれども、データベースに当てているかどうかということでございますけれども、基本的には日本公証人連合会で保有しているデータベースに各公証人が定款認証するに当たって申告のあつた氏名などの本人特定情報を照合するというプロセスを経ていると聞いております。その上で、暴力団に該当するとか、国際テロリストに該当するという疑いが持たれた場合には、必要に応じて捜査機関等に照会をする、確認をするという実務フローになっているということでございます。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。では堀委員、お願いします。

○堀専門委員 今、口頭あるいは面前でということの、逆に言うと、弊害なのかもしれませんが、実質的支配者が明らかなケース、まず、発起人が1人で100%株主という場合にそこまで必要なかどうかということは疑問ですし、少し複雑なケースになってくると各公証人ごとに求める資料やプロセスがばらばらであるよりは、むしろ統一してフォーマットでその入力をさせて、必要書類みたいなものはテンプレートでどンドン取っていくということが効率的なのではないかと。また、データベースに当てるということを考えていきますと、データ化されているほうが、審査が早くなるのではないかと、実質的に効率的になるのではないかとこの気もいたしまして、そういう意味では、何か公証人が面前で確認しなければならないことにはならず、もう少しプロセスの改善の余地があるのではないかと、あるいは、問題がないケースも含めてそこに引っ張られてしまっているという弊害もあるのかと感じました。よりよいプロセスについて御検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○武井座長 では後藤委員、お願ひします。

○後藤専門委員 今までの方と重複することもあるかもしれませんが、大きく分けて2点ほど、御質問というよりは意見という感じになってしまうかもしれませんが、申し上げたいと思ひます。

まず、公証人の認証で何をしようとしているのかということについて、幾つか挙げられているうちの中の一つが、不正な起業や会社設立を抑止するということですが、まず不正な「起業」とはそもそも何かということには私にはよく分かりません。不正な「事業」を抑止すべきであるということであれば、そのとおりだと思います。消費者被害もそうですし、マネロンもそうですし、ほかにもいろいろとあるかとは思ひます。FATF関連もその一つかもしれません。それはそれでいいのですが、ここで検討すべきなのは、不正な事業の抑止が目的であるとして、消費者被害もよくない、マネロンもよくないのですが、それを抑止するための一番いい手段は何かということなんです。この手段としての適切さという視点が多分欠けておられるのだろうと、先ほどから法務省さんのお話を伺っていて、思ひました。たまたま不正な事業をやろうとしていたのが1件見つかったというのは、それはそれで、その1件についてはよかったのかもしれませんが、その裏でどれぐらいの真っ当な起業家の方が大変な思ひをされていて、そこでの労力をもしほかに振り向けていたらもっと早く成長できたかもしれないのということも規制のコストと捉えるべきだと思います。これはデジタル化することはなかなか困難かもしれませんが、起業の促進ということが政策課題に挙げられているわけですので、その点には正面から向き合っただけなければいけないだろうと思われるわけなんです。

先ほど、遠藤室長だったでしょうか、公証人の認証をなくしてしまったらどうなるのかという問題があるというご指摘がありました。しかし、公証人の認証でなければ止められないのですかということが次に問題となるわけなんです、会社を設立するといろいろと何をやるか分からないから会社の設立をできるだけ抑えましようというのは、19世紀前半の考

え方ではないかと思えます。19世紀には消費者法も証券規制もなかったわけですが、21世紀の現在、日本には金融庁さんと消費者庁さんがあり、投資家保護と消費者保護をやってくれているわけですし、マネロン関係も金融庁が必死に取り組んでおられることと思えます。もちろん、もし公証人の認証を外した結果として、設立の段階でひょっとしたら止められない不正な事業活動が少し出てくるかもしれないというのであれば、その分、ほかのところでしっかりと今までよりも目を光らせるべきであるということは、言ってしまうべきでしょう。しかし、それで足りるのではないかというのが個人的な考えです。また、事例について調査をしていただくのは非常に結構なことなのですが、例えば、他にも10件ぐらい見つかりましたということではお話にならないということは先に申し上げておいたほうがいいのかと感じております。

また、FATF関連もですけれども、回答3-⑥に公証人は実質的支配者の把握の取組みをしていますということが挙げられていますが、これはたしか割と最近に始まった取組みだったかと思うのですね。たしか、2017年ですか。この話が前回取り上げられたときに、私は1回有識者として呼んでいただいてお話しをした記憶があるのですが、その話の後もしくは同時並行ぐらいでこの実質的支配者の話を始められたように記憶しております。そうすると、うがった目で見えてしまいますと、今まであった制度の意義が疑問視され始めたので、この機会に何か付け加えられる機能がないかを探しに行ったというように、どうしても見えてしまう。また、マネロン等についても、銀行口座を継続的に見張るか、登記所が定期的にチェックできるようにする、もしくは、怪しいところがあるのだったら、当局が実質株主を調査する権限を会社法に入れるほうがよほど意味がある話であって、最初の1回きり、しかも合同会社はチェックできない公証人のところでやっても、雀の涙かなという気がするところがございます。

最初に申しあげましたように、不正事業の抑止という目的はいいのだけれども、その手段として本当に公証人の認証がベストなのか、ほかでは代替できないのかという意識を持っていただくべきだと思います。また、その際、現状の投資家保護や消費者保護にも不安があるのであれば、公証人の認証を外す代わりにそれらを改善することも選択肢にはあるということも指摘しておきたいと思えます。

もう一つが、定款自治と言われたので、会社法学者として、その点について申し上げたいと思うのですが、3-②で、最初、村上さんが指摘されておられましたけれども、正直に言って、何を言っているのか意味が分かりません。定款自治は、会社が好きなようにやれる範囲を広げましょうということであって、定款は創意工夫を凝らして複雑なものにしなければいけないということでは全くありません。スピーディーに会社を立ち上げたい場合、特に最初は1人でやるのであれば、複雑な定款などはそもそも要らないわけです。そういうときに、シンプルな定款をオフ・ザ・ラックで使えるというのも、それも立派な定款自治の範疇です。定款自治という言葉も、法務省さんは自分の都合のいいように使っているのではないかという思いを禁じ得ません。このことは、数年前の会議に呼んで頂いた

時にも申し上げたように思うのですが、法務省さんがどう考えておられるのか伺えればと思います。

また、モデル定款的なものを作ることが、なぜ合理的に説明することが困難なのかも、理解できません。公証人による認証を維持するということを大前提として考えればそうなのかもしれないのですけれども、問題が少ない簡単な定款については手続を軽くしますということと、いろいろ考えてテーラーメイドの定款を作る場合には、それ自体は良いのだけれども、複雑さゆえに問題もあるかもしれないので、ちゃんと審査しますよということ。合理的な規制をそれぞれについて設けているだけであって、国が片方を優遇しているということにはならないと感じました。もしそういう印象を持たれてしまうかもしれないという御不安があるのであれば、こういう制度を立ち上げるときのプレスリリースでしっかりと説明されればよだけの話ではないかという気がいたします。

その他、細かい話を言い出すときりがないのですけれども、会社不存在は基本的に登記がされていないのにあるように装ってしまった場合で、登記のところの話ですので、公証人の話では関係ないですし、設立無効になるには絶対的記載事項に重大な瑕疵があることが普通必要で、絶対的記載事項は限定列挙されているわけですから、freeeさんが言っておられたような仕組みでやっている場合には、問題は少なくともその範囲では多分生じ得ないはずです。有害的記載事項は幾つかあつたりしますけれども、その部分が基本的には無益的記載事項になるだけで、有害で定款が全部飛ぶことはほとんどありませんし、また項目も限られていますので、チェックは容易なはずです。全体として、法務省さんのご説明は、複数の機能があると言った上で、一個一個、論点が常にずれていくような感じもしているのですけれども、最初に申し上げました規制の手段としての適切さ、規制のコストという観点と、定款自治という言葉はちゃんと意味をしっかりと理解して使っていただきたいという2点、もし何かあれば伺いできればと思います。とりあえず私からは以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では法務省さん、コメント等ございましたら、よろしく申し上げます。

○法務省（堂蘭審議官） 御指摘をありがとうございます。

確かに、どのような手段でこういったマネーロンダリングや消費者被害の防止をしてくのかという観点は重要だと思いますので、そこは我々が制度を考える上でも当然検討していきたいと思います。ただ、当然、これらの防止の観点からいいますと、最初の段階でチェックしただけでは足りないというところはそうなのだろうと思いますけれども、マネーロンダリングの手段となり得る法人格の利用を最初の段階でしっかりとチェックすることについては、一定の意義があるのではないかと、こちらとしては考えているところでございます。

定款自治という言葉の使い方がどうなのかというところは、御指摘を踏まえて、今後、考えていきたいと思っておりますけれども、ここで自治という用語を使った趣旨といたしまして

は、特定の類型のものについてだけ、そういった形で定款認証を不要とする形にした場合に、まさに会社の実態が本当にそのようなものかどうかというところの考慮を十分にせず、そちらに誘導してしまうような効果が生じないかといった観点からこのような表現を使ったものではございますけれども、その点については、御指摘を踏まえて、今後、どのように表現するかは考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。では後藤先生、いかがでしょうか。

○後藤専門委員 どうもありがとうございます。

同じことの繰り返しになってしまいますけれども、前半については、一定の意義はあるということですが、その「一定」の意義の絶対値がどれぐらいあるのか、規制のコストを考えた場合にトータルでプラスとマイナスのどっちなのかというお話だということはもう一回申し上げたいと思えます。後半のほうは、ご理解を頂き、ありがとうございます。御検討いただければと思えます。

以上でございます。

○武井座長 では杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。

私からは、2点、お伺いしたいと思えます。

1点目は、今後藤先生が詳細に御教示くださいましたが定款自治に関することなのですが、回答の3-②に関連するものです。先ほど後藤先生からも御教示くださいましたけれども、定款自治を広く認めるということとの関係からこのモデル定款みたいなものを採用することには懸念があるという回答でしたけれども、一方で、現場の声としましては、モデル定款のようなものを採用すれば定款認証も不要になるというのではないかという提言がされているところであるわけです。ここでも現場と法務省の見解に若干乖離があるのではないかと感じたところがございます。この点、新経済連盟さんなどに、このモデル定款が採用されることによって、法務省が懸念されておられるような、定款自治というものが狭まってしまうのではないかと、創意工夫の余地が狭まってしまうのではないかと御懸念に対して、どのような御見解をお持ちなのか、この懸念に対して現場の声はどう考えているのかということをお聞かせいただければということが1点目でございます。

2点目は、今はその面前での確認の是非が議論されているわけですが、論点の中では3-④になりますが、既にテレビ電話における面前確認が始まっているということで書かれているわけですが、それに対しての利用の現状を確認すると、確かに令和元年のときには19件しか使われなかったものが令和3年中では6,847件まで伸びていると書かれてはいるのですが、コロナ禍であったことを考慮しても、全体の件数に対しての割合はこれでも少ないのではないかと数字上は見えるわけですが、これは、広報が不十分だったから、結局、こういう数字になってしまっているということなのか、それとも、現場の声としてはあまり使い勝手がよくなくて、実際に行くほうが利便性がという観点で、

このテレビ電話を使った面前での確認が利便性を向上しているものではないという何か課題や問題点がないのかということをお聞きしたいと思います。あるいは、現場として、新経済連盟さんなどから、このテレビ電話を使った面前での確認が現場であまり利便性を向上させるものとして認識されていないのか、現状で何か認識されているトラブルなどがありましたら、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○武井座長 まず、モデル定款の話と、テレビ電話の話について、新経連さんと経団連さんからもお伺いしたいと思います。まず新経連さんからお願いできますでしょうか。関さんでしょうか。

○一般社団法人新経済連盟（関事務局長） 補足があれば、木村さんからお願いしたいと思うのですが、まず、モデル定款の自治の関係について申し上げますと、先ほど後藤委員もお話しされていましたが、2つ手段があって、要は、モデル定款を使うこともできるし、その場合は手続が簡素化されるのだけれども、それ以外のものも選択肢としてはありますということであれば、自治が阻害されるということにはならないのではないかと考えます。

テレビ電話については、現場の状況を私は承知していませんけれども、木村さん、何かコメントはできますでしょうか。

○free株式会社（木村執行役員） ありがとうございます。

1つ目ですけれども、定款自治のところは、先ほど来、皆さんもおっしゃられているとおり、そのモデルが示されることとその上に何かしら別の工夫をすることは全然独立で、企業が何かそれによって誘導されるということは、実態の感覚からかけ離れた感じだと思えますので、そこの懸念は当たらないかなと思うことが1つ。

テレビ電話に関しては、本当に直近がどうなのかというのは分からないのですけれども、制度が始まったときは、幾つかの役場に聞いたこともあったのですけれども、あまり案内している感じではなかったのも、そもそもあまりプッシュされていないがゆえに使われなかったということが実態なのではないかなと私は感じております。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。では根本様から、今の点及びその他の点も含めて、何かコメント等がございましたらお願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会（根本専務理事） まず、定款自治の話は、関さんの回答に尽きると思います。私どももともとモデル定款でやってくださいということをお村さんと一緒に申し上げさせていただいて、それで十分なはずだということをお申し上げました。もちろんモデルを使わない自由もあるわけで、何ら阻害するものはないだろうという考え方でございます。

テレビ電話の点につきましては、そもそも代理人でオーケーなものですから、それほど本当に必要があるのかなという気はいたします。ワンストップ系のところで一部使えるよ

うになっていますが、あらかじめの日程調整等々で非常に使い勝手が悪いという話も、これは全数調査したわけではありませので分かりませんが、そこはワンストップでなかなかやりづらいというところは聞いておるところでございます。

座長のお言葉に甘えて、あと2点だけ、コメントさせていただきますと、これも全数調査をして事実関係が確実だというわけではありませけれども、発起人企業について、全株主が乗った株主名簿を、代表印で原本証明つきで電子不可だという事例がありますとか、こうなりますとどうにもならないという世界があつて、これが求められた事例がありますということを知っております。結構実務上で問題になると別の点ですけれども、定款認証日以降でない、例の資本金の払込みをやると駄目という話にはなるのですが、これが結構タイトなスケジュールになって、設立のときにあたふたするような事例も聞いておまして、これがワンストップ系のところに関連して、実務上、困っているというお話で、会社をつくりにくいという話として出てきているところでございます。

私からのコメントは、以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。1つ目の点は、公証人ごとのいろいろな個人の差という1つの事象でもあるということでのいいのですかね。そのリストを求めるというのは。

○一般社団法人日本経済団体連合会（根本専務理事） 全リストを求めるのが、その公証人さんの特性なのか、何らかのガイドラインに基づくものなのかの確認が、申し訳ないけれども、できていないということです。

○武井座長 分かりました。

2つ目は、公証人の方とのアポがいつ取れるかで、資本金をいつ入れるか、その会社のキャッシュフローに関わってしまうというお話ですね。

○一般社団法人日本経済団体連合会（根本専務理事） そういうお話でございます。

○武井座長 要するに、公証人の方のアポ入れて、何日までにアポが入りませんと言われると、機動的に会社が設立できないと。

○一般社団法人日本経済団体連合会（根本専務理事） どうしたらいいのかという世界だと思います。この辺りは、もしかしたら手を挙げてらっしゃる瀧委員のほうが詳しいかもしれません。

○武井座長 分かりました、ありがとうございます。

では瀧委員から、今の点も含めて、何かございましたら、お願いします。

○瀧専門委員 エンジェル投資の現場で、払い戻されてもう一回やってくださいと依頼されたことは確かにあつて、感覚的によく分からないことが起きるということはありません。付随して申し上げると、新しくベンチャー企業をつくる時は大体、サイドビジネスとか、みんなで週末に集まって、それではいこうとなるのですけれども、そうってから、結構その場で早く法人をつくって次に行きたいからとやっているときに、1回、その日程をお預けしなくてはいけないことも看過しづらいです。意思決定上、出資や法人化はお金を払い込む理由や、契約をまく必要があるからで、その場ですぐ広告を打ちたいとか、家賃を

払いたいとか、そういうニーズがあるタイミングなのですね。なので、経済活動の発生と、公証役場でのアポがずれて発生することは、最初の動き出しをすごく阻害するものだと思いますし、多分、企業は1年目に2割ぐらい廃業すると思うのですけれども、その廃業のほとんどは多分最初の数週間で決まったりすると思うのですよね。そこは課題かと思えます。

○武井座長 ありがとうございます。

では以上の点を含めまして、法務省さんから、今の一連の御質問に関しまして、コメント等がございましたらお願いします。

○法務省（遠藤室長） 法務省の遠藤でございます。

まず、テレビ電話の利用状況の評価について、今まで複数の委員に御指摘いただいたところも、要素としては、事情としては、そういった事情もあるのかなと思っております。私どもで異なる観点から申し上げることがあるとすれば、令和元年の件数が19件でかなり低調であったわけですが、この理由としましては、委任状を含め、公証人に提出すべき必要な書類一式について、全て、オンライン、電子での提出を求めていたという事情がございます。その際に、委任状なりを提出する際には本人の方に電子署名を付していただく必要があるわけですが、当時はまだマイナンバーカードが現在ほど普及をしていなかったという事情もあって、そういったことがネックになっていたと認識しております。そういった観点から、令和2年から、我々としても、取組を改めまして、委任状とかを別に郵送でお送りいただいた場合であっても、電子定款の申請についてテレビ電話による面前確認の対応をさせていただくということで、省令の改正を行ったところでございます。その結果かどうかというところではあろうかと思うのですけれども、それ以降、件数はまだ不足しているという御指摘もあろうかと思えますけれども、伸びつつあると認識しておりますので、まさにこれから、広報などの充実あるいは使い勝手のよさ等も含めて、もっと利用が拡大できるような方向で考えていきたいと思っております。

それから、経団連様から設立手続に関して2点ほど御指摘をいただいたところでございます。まず、1点目は、先ほど来話題に上っております公証人の実質的支配者の確認に関する資料として、恐らく発起人の会社の株主名簿を全部提出するよという事例があったということかと理解しております。先ほどの堀委員からの御質問にも関連するところかと思えますけれども、実質的支配者を確認するための必要な書類をどういった形で合理的なものにするのかどうかという観点からしますと、まさに実質的支配者が確認できればいいということでございまして、株主名簿全員のリストを提出いただく必要は必ずしもないのではないかと、私自身は今のお話を伺って思いましたので、その点も含めて、どういったことができるのかということも考えていきたいと思えます。

併せて、資本金の払込みと定款認証との関係についても御指摘をいただきました。その点につきましても、その資本金の払込みの制度の趣旨等も踏まえまして、どういった対応ができるのかということ、いただいた御意見を受け止めながら考えていきたいと思っております。

おります。

以上でございます。

○武井座長 杉本先生、いかがでしょうか。

○杉本委員 ありがとうございます。

以上で結構でございます。

○武井座長 続きまして、大槻委員、お願いします。

○大槻委員 ありがとうございます。

1点コメント、1点質問でございまして、1点目で、人への投資ワーキング・グループもやらせていただいています。そこでは、先ほど少しお話がほかの委員からもありましたけれども、兼業・副業の推進を強力に進めていきたいと考えているわけなのですが、先ほどの不正の心理的な抑止は、一定の理解はあると思うのですが、むしろ設立の抑止になっている面を何とか排除していただきたいと思っています。瀧さんからもありましたけれども、今後副業・兼業で今からやる人は相当増えてくると思われる中では、土日を有効に使ってやりたいながら、土日以外の平日の9時5時で動いてらっしゃると思われるので、そうすると、たとえ先ほどあったテレビ電話をこれから使い勝手よくといっても、恐らくあまり利便性が上がると考えづらいと思います。仮に過渡期的にテレビ電話とかの活用をこれから進められるということであれば、対応時間等も含めて御検討いただければということが1点目です。

もう一つは、質問も含めてということなのですが、ビジネス環境の競争力という点です。御存じのとおり、日本はこれが低いわけで、その要因の一つに、法人設立が挙げられています。それにはいろいろな要素があって、1つや2つに絞れないとは思いますが、米国等ではデジタルライゼーションが相当進んでいると理解しているのですが、米国以外にも、調べただけでも、幾つかありますよね。FATFの点でいっても、もしかしたら日本以上に厳しい環境にある中でもそれをやっているところがあるとすると、なぜ日本だと障害がより高いということになるのかを教えていただければと思います。何かソリューションもあり得るのであれば、併せて教えていただければと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

すみません、5時が迫ってしまして、すみませんが、金丸構成員、今日御参加いただいています、もしこのタイミングで何か御発言やコメントもしくは御質問でもいいのですが、ございましたら、お願いできますでしょうか。

○金丸構成員 ありがとうございます。

ほかに長い時間手を挙げてらっしゃる委員の方がいらっしゃる中で、先にコメントをさせていただきます、恐縮です。

本日は、デジタル臨調の構成員、また、起業家の一人でありますので、そういう観点からコメントをさせていただきます。

私は、4年前の2018年3月の未来投資会議で、いまだに会社の定款について公証人の面前での認証が義務化されており手数料5万円を徴収されるという、超アナクロ的、時代錯誤だと思い、そういう現状は絶対に変えるべきだと見直しを求めました。当時、公証人は、本人確認を行い、本人の意思に基づき、真正に確認されたものかどうかを確認するとお伺いしておりました。

本日は、木村さんからあったとおり、本人確認どころか、事務員に任せ、面談すらしなかった公証人がいるとお伺いし、大変驚いた次第です。定款認証は予防司法ということですが、現場で実践されていないことを論拠に必要性を繰り返し説明する姿勢は、法務省というか、司法の信頼を損なうものだと強く感じました。

かねてから必要性が疑問視されているにもかかわらず、現場では実践されず、規制の効果も測定もできていないし、合理的プロセスでもありませんので、そうした規制は撤廃すべきだと思います。

ビジネスの基本は、利用者に納得していただいて、対価を払っていただくことです。公共サービスも同様だと思います。税も納税者の理解が不可欠です。定款認証は、利用者である起業家や経済界の理解は全く得られていません。顧客の満足度が低いサービスは、抜本的に見直すべきです。

法務省には、デジタル技術を活用して、真に必要な目的を達成する合理的な科学的な機能を実装し、公証人の定款認証を撤廃・任意化することを検討してください。

新しいビジネス、産業を創出し、経済成長を実現するためには、イノベーションの担い手であるスタートアップを徹底的に支援することが必要です。スタートアップのリソースは、限られています。貴重なリソースをイノベーションのために投入できるよう、各種手続の時間・負担を大幅に軽減すべきです。国は、スタートアップが大きな果実に育ってもらって納税してもらえば十分で、設立時の生まれたばかりの種から余計な費用を取るべきではないと思います。

以上です。ありがとうございました。

○武井座長 ありがとうございました。

では今の大槻委員の御指摘と金丸構成員の御指摘につきまして、法務省さんからコメント等がございましたら、お願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。

外国法制においてこの設立の関係でどのような法制が取られているのかという点につきましては、現時点で詳細な把握はしておりませんので、その点についてお答えすることはできません。

今いただいた御意見につきましては、法務省としては、先ほどから申し上げているようなことを考えているところではございますけれども、本日は様々な御指摘等をいただいたところでございますので、起業を促進する上でどういったことができるのかという点について検討してまいりたいと思います。

○武井座長 ありがとうございます。大槻委員、金丸構成員から、いかがでしょうか。
大槻委員。

○大槻委員 恐縮です。ありがとうございます。

ぜひとも前向きに、こんなにみんなで責め立てるのも大変恐縮ではあるのですが、何とかこのところはイノベーションを阻害しないような形にしていっていただければと思います。

○武井座長 では金丸構成員、いかがでしょうか。

○金丸構成員 ありがとうございます。

今日の審議官の御説明は、聞いていて相当苦しい御説明がずっと続いていましたが、本当は法務省の皆さんは今日各委員から御指摘いただいたことを理解しているのではないかと私は信じておまして、そういう意味では、今日持ち帰られて、ちゃんと検討して下さるということに期待したいと思います。よろしくお願いします。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、御手洗委員、お願いします。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。

金丸構成員からまとめのコメントをしていただいた後の質問となりまして恐縮ですが、1点、お伺いさせていただきます。

本件は、公証人による定款認証がどの程度不正を防いでいるのかということが論点になっているかと思うのですが、それに加えて、公証人が法律に基づかない属人的な判断により不当に起業を阻害していることは本当はないのか、ないと法務省さんが言えるのだとすると、それはどのように構造的に担保されているのかも論点になると考えています。

先ほど、公証人の方が不正な法人立ち上げを防いだ例として法務省さんが挙げられたものは、私には単に同一人物が同時に複数の法人を立ち上げようとしたという例であったように聞こえました。何か具体的な不正が顕著に発覚したものではなかったと少なくとも聞こえました。同一人物が同時に複数の会社を立ち上げてはいけないという法律などはあるのでしょうか。ビジネスにおいては、複数同時に立ち上げるなんて普通にあることかと認識しています。例えば、1つのものをつくって売りたいというときに、製造部門と販売部門は別会社にしてリスクヘッジをすとか、それぞれに最適な資本構成、取締役メンバーを選択したいという判断で、1つの事業でも複数法人で立ち上げるといったことも十分にあることだと思っています。

先ほどのお話は、同一人物が複数の事業を立ち上げようとしただけで、公証人が何かおかしいと主観的に判断して、しつこく質問を続けて、相手に法人登記を諦めさせたというようにも聞こえました。もしそういうことであれば大問題だと思います。具体的な不正があったわけではないのにそうやって起業の芽を潰してしまったということであれば問題であると思うのですが、法務省さんはどのようにその点をお考えでいらっしゃいますでしょうか。先ほどの個別具体の例がどうであったかは今お答えできないかもしれません

が、公証人が適正な起業すら主観的な判断によって潰すことがあり得るということであれば、現行制度の問題ではないでしょうか。法律に基づかないまま公証人という方の属人的な判断で営業の自由を阻害することになり得るのではないかと思います。それを構造的に防ぐ仕組みを法務省さんでお持ちのようでしたら、それがどういったものなのかお教えいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○武井座長 では法務省さん、お願いします。

○法務省（堂菌審議官） 民事局担当審議官の堂菌でございます。

先ほど言われた例は、当然、複数の企業を同時に立ち上げるということ自体が不審だということではなくて、その目的などについて聴取したところ、合理的な説明ができなかったという点を捉えてのものでございますので、そこは様々な事情を考慮した上で、そういったものに当たらないかどうかというところを公証人で判断しているということだと思えます。

公証人の権限といたしましては、先ほど申し上げましたように、法令に違反していないかどうか、法律等が無効とならないかどうかといった法定の事項に該当する場合、証書を作成することができないという規定等、公証人の権限を定めた規定がございますので、そこに沿って当然公証人としては職務を遂行すべきということになるわけでございますけれども、先ほどから実態として必ずしも必要でないことが行われ、それによって起業が遅滞していることになっているのではないかとといった御指導もいただきましたので、法務省としても、そこら辺の実態調査を含めまして、どのような対応策があり得るのかということについては検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。御手洗委員、いかがでしょうか。

○御手洗座長代理 今のことは、私にとりましては、お答えになっておりません。複数の法人を立ち上げようとした、質問していて定款についての答えでしどろもどろになった、というぐらいで、ずっと質問を続けて起業を諦めさせた例のようにも聞こえます。公証人の方が属人的な判断で起業の芽を潰さないように、法務省さんではどう構造的な対策をされているのかについては、今の御回答にはなかったように思います。

公証人が前で確認するから不正を防げるのだというお話が今日は繰り返し出たかと思えますけれども、人間が対面で判断するということは、どうしても属人的な判断になり得ます。公証人による確認は効果があるのかということと同時に、弊害がないかということについても、きちんと御検証いただきたく思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、戸田委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私自身は、公証人の先生の存在は非常に貴重だと思っていて、公正証書の作成などで公証役場をありがたく利用させていただいているのですけれども、いかんせん先生の数が少なくアポ取りには大変苦労しますし、公証役場が大都市に偏在しており、地方からはアクセス困難ということがあります。オンライン化によってもっと公証役場が国民にとって身近な存在になれば、大槻先生が指摘されたような機会の排除のようなこともなくなると思います。また、相続や認知症対応など、利用者の潜在的なニーズは物すごく多いと思います。そういったニーズ調査を行って、国民の声にどう応えるか、デジタルをどう活用するかといった前向きな検討をされてはいかがでしょうか。私の拝見している限りでは、公証人の先生が行っていらっしゃる本人の真意確認はデジタルで代替可能だと思いますし、公証人の先生方にとっても、デジタルを活用することでより効率的に顧客の数を上げられるメリットがあるのではないかと思います。

以上でございます。

今の点について、法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省（堂蘭審議官） まず、法務省としては、先ほどから現在の公証人の実務につきまして、様々な御指摘をいただいておりますので、その実態の把握をどうするかということを含めて、その結果を基にどういうことが考えられるのかというところを検討していきたいと思っております。

また、公証人が様々な事情を聞いて、それで不正を防げるのかという御指摘もございましたけれども、基本的に裁判などでもそうですけれども、当事者の言っていることが真実に合致するかどうかという点について最も適切に判断できるのは対面ということにはなるのではないかという前提で、このような取扱いをしているところではございますが、その点も含めてどういう対応が可能なのかというところについては、法務省としても検討してまいりたいと思います。

○武井座長 ありがとうございます。戸田委員、いかがでしょうか。

○戸田専門委員 ぜひ前向きにデジタルの活用を検討いただければと思います。

○武井座長 ちなみに、公証人さんの地域分布は、法務省さんで大体把握されているという理解でよろしいのでしょうか。500人ぐらいのものですね。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

地域分布という御趣旨がどこまでの部分かというところもあろうかと思うのですけれども、各県の公証役場の数といったものはすぐ御用意できると思っております。

○武井座長 後で、事務局宛てに御願い致します。ちなみにその資料は公表できる資料ということよろしいのでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 直前でいろいろと御連絡いただいたところもあって、こちらの準備等も整わなかったところもございますけれども、地域分布について何らかの資料等が必要だということであれば、追って準備させていただければと思います。

○武井座長 ありがとうございます。お手数ではございますが、お願いできますでしょうか。

か。お手数ですが、よろしく願いいたします。

では瀧委員、お待たせしました。よろしく願いします。

○瀧専門委員

2点、意見でございます。1つ目は、夏野議長からもございましたけれども、公証人役場に持ち込まれた起業の件数と実際にその後設立された企業の件数の差がプロジェクト数と見ることができるのだと思っております、どちらの意向でそれが起きたかという部分はあろうかと思うのですけれども、その数字すら議論ができていないので、議論にならないと思っておりますし、御手洗委員からもありましたけれども、私たちも、会社を起こすときは、本当にできるだけ摩擦を取り除いて今すぐ動かなければいけないことがすごく多いのですね。お金の話もあるのですけれども、日数を待たされるという解せない部分があれば、本当に問題が起きるのであれば、事後的な規制にもっと依拠するという考え方もあるかと思っております。

2つ目は、モデル定款に関する考え方です。先ほどfreeeの木村さんからもございましたけれども、経団連さんの委員会は私も委員をやっていたのですけれども、考えていた大きな背景として、買収がどんどん促進されるとか、IPOに持っていくとか、企業が、いろいろな形でエグジットしていくことを前提にするときに、定款はできるだけ標準化されシンプルなものになっていたほうが良いと思うのです。つまり社会的要請としても、モデル化を進めていくべきだという発想が立つのではないかとと思っております、そういう意味でも、ここは推進していくべきものではないかと思っております。

以上です。

○武井座長 落合委員も併せてこのタイミングでお願いできますか。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今日の議論も踏まえて、1つが、全部の定款認証を必ずしも廃止するべきだと議論する必要もないように思っております、公証人でやっていただいたほうが良いという方はそれでやっていただくようにして、一方で、時間があるので急ぎなのですという人が多い気はしますが、そういう場合にはモデルの定款認証などでできるようにしていくという選択肢をつくっていくという形が、対策としてはあるのではないかとと思っております。

2つ目が、御手洗委員がおっしゃられていたことについて確認なのですけれども、公証役場の公証人のいろいろなマネロン関係も含めて審査をされているということではあると思います。しかし、それに対する能力担保や体制整備についてはどういう確認・監督がされているのかということがあると考えております。そもそも、支出として、例えば、そういう金融関係の業務だったり、不正対策の業務を行っていたことがあるのかどうかであったり、システム面での整備だったり、こういうものは当然ながら金融機関等のほかの犯収法の特定事業者などであれば当然ながら求められたりするものです。こういうものが公証人では担保されていて、その違反に対する処分等が公表されたりしているのかどうかといった辺りも伺えればと思いました。

以上です。

○武井座長 瀧委員のお話と落合委員の話を含めまして、法務省さんからコメント等がございましたら、お願いします。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

まず、瀧委員から、申請の件数、それをリジェクトしたといひますか、設立登記の差分について、しっかりとした調査をして、議論の俎上にのせたほうがいいのではないかという御指摘をいただきました。先ほど来、公証人が定款認証を拒否したケースがどれぐらいあるかであるかとか、それが、合理的な判断、公証人の個々人の資質に左右されているのではないかという御指摘もあったところでございます。

この点に関連しまして、1点、補足をさせていただきたいと思うのですが、公証人としては、基本的には、当事者が、囑託人から、定款認証なり公正証書の作成も含めて、そういった業務の依頼・囑託があった場合には、正当な理由がない限りは拒否をすることができないことになっております。先ほど来、話題に上っております不正の目的とか、そういったものについては、基本的にはそういった正当な理由がなければ断れないとなっておりますので、事例としてはかなりはっきりとしたものがそういったものに上ってくるので、件数として多い・少ないということの評価をする上では、そういったことも考慮することが必要になってくるのではないかと考えております。

それから、公証人の資質との関係で、こういった能力担保がされているのかということにつきましては、公証人の資格に関しましては、法律上、法曹有資格者あるいはそれに準ずるものという条文の規定がございまして、そういった意味で、こういった法律事務に携わるに当たっての一定の能力は、そういった要件の中で確保していると思っております。その後、定款認証その他、公証実務に携わっていく中で、今言ったような当事者の真意の確認であるといった執務に精通していく中で、そういった能力を研さんしていただくと思っております。

○武井座長 ありがとうございます。瀧委員、落合委員、いかがでしょうか。

○落合専門委員 私から、今御説明いただきました法曹有資格者であればということですが、例えば、検事の御出身、裁判官でも必ずしも民事をやられたことがない、民事と刑事でかなり人事は分かれていると承知しています。そういう場合もあるでしょうし、そもそも、例えば、弁護士であっても、そういった業務に精通していなかったりということもあると思います。個別・具体の経験とか、そういうことに対する研修とかも特にされている様子は伺いませんでした。個別・具体の会社設立に関わるころの能力担保、法曹資格があれば全部行っていいというのはこの国で建前になっているところではあります。実質的な意味での担保にはなっていないように思われました。それは私自身も自戒を込めてですが、そういった意味では必ずしも公証人だけではなくて、よりちゃんと体制整備をされた形で制度を設計する余地があるとも思いました。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

お時間ですので、議題を総括させていただきます。

本日の議論では法務省さんからいろいろ御説明をいただきました。他方で、公証役場の現場でいろいろと実践されていないのではないかという論点、例えば、公証人ではなく事務員が面前確認をしているのではないかといった御指摘もございました。定款認証が必要だという論拠となる行為や機能を現場で実施されているのか、もしそれが実践されていない場合に何か問題が出ているのか、問題が出ていないとしたらこういう規制が必要なのかといった論点があるかと思います。認証されるのかどうかに公証人個人の違いのようなものが出るのがよいのか、株式会社設立に必須なところアポが適時に入るのか、そういった論点も今日出てまいりました。

利用者目線から見たときに、予防手法の機能を果たすことができているのか、利用者目線で見たとときに安心してサービスを受けて利用者が満足できるようになっているのか。いろいろな論点が今日出されましたが、今日のいろいろな御議論を踏まえて、公証人制度の在り方に関して、法務省さんにおかれましては、重く受け止めてご検討をいただけましたら幸いです。経済界さんから強い要望がなされております公証人による定款認証の見直しについて、まさにデジタル完結の観点からデジタル技術による代替の可能性を含めて抜本的な検討を進めていただく必要があるのではないかと思います。

その観点で、法務省様におかれましては、今日の御要望に耳を傾けつつ、定款認証において公証人が行っている行為のデジタル代替の検討に着手していただけたらと思います。その際には、本人確認のデジタル化や会社法に則した定款のみが作成されるデジタルサービスの活用についても、併せてご検討していただければと思います。

そうした御検討に当たりまして、定款認証の必要性として御説明されていることが実践されているかどうか、その必要性を含めて、公証役場の実務に関するいろいろな実態調査であったり、公証人の定款認証を不要とする会社法の特例の創設、法律の特例の創設であったり、公証人の行為のデジタル化に関する実証といったいろいろな広い選択肢を視野に入れつつ、御検討をいただきましたらと。10年以上前からあった論点となっていますので、強く御願いできましたらと思います。

最後に法務省さんから、いろいろとずっとお話しをされていてお疲れかと思えますけれども、何かございますでしょうか。

堂蘭さん、どうぞ。

○法務省（堂蘭審議官） 今、座長からいろいろ御指摘をいただきまして、御指摘を踏まえまして。

（音声不調）

○武井座長 音が切れてしまったみたいで、すみませんが、もう一度お願いします。

○法務省（堂蘭審議官） 大変失礼いたしました。どうもこちらの電波が悪いようでして、私の声は皆様に届いておりますでしょうか。

○武井座長 大丈夫です。聞こえています。

○法務省（遠藤室長） 大変失礼いたしました。今、座長からこれまでの議論をまとめていただきましたことを踏まえて、法務省として何ができるかということを考えたいと思います。

○武井座長 ありがとうございます。

経団連さん及び新経連さんからも、何か一言ございますでしょうか。

根本さん、いかがでしょうか。

○一般社団法人日本経済団体連合会（根本専務理事） ありがとうございます。

マイナンバー系とかの話を除いては5年前の議論と全く同じことが繰り返されただけで、御回答も全く話でございました。ぜひ前に進むということでやっていただければと思います。

デジタル臨調の原則といいますか、立ち上げたときの経緯で、デジタル化するということとはまず決定事項であって、できる・できないの話ではなくて、デジタル化するために何ができるのかという回答だけを求めるということをやっていると理解をしております。規制改革推進会議におきましても、まず、規制改革推進会議としてこれをやるのだということ決定をいただきまして、それに向かって各省の現在のシステムの中で、あるいは、幾つかの法制度を変えるにしても、それをやる方向で御検討をぜひいただければと思います。今日御説明したスタートアップの関連では、通常の企業でもそうなのですけれども、時間が勝負になります。規制改革推進会議に私どもから提起させていただいた案件は賞味期限がせいぜい3か月から6か月と思っていただいてもいいと思います。3年たって改正されましたということでは使い物にならない制度だというケースが過去に多々ございました。なぜ使わないんだということで民間企業は叱られるわけでございますけれども、賞味期限の切れたものは使えないという現実があります。世の中のスピードがはるかに速くなってございますので、ぜひ行政におかれましても、規制の改革におかれましても、スピード重視で前に進んでいっていただきたいということを切に願うところでございます。本件も同様でございます。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○武井座長 ありがとうございます。

新経連は既に退席されているのですね。

デジタル庁さん、もし、一言、何かございましたら、最後をお願いします。何かございますでしょうか。

○デジタル庁（高木参事官） デジタル庁です。

今日は、ありがとうございました。

特にございません。引き続き、利用者の利便性向上など取り組んでまいります。

○武井座長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、これにて本日の審議を締めさせていただきます。

本日のワーキングを終了いたします。

日本経済団体連合会の皆様、新経済連盟の皆様、法務省の皆様、内閣官房の皆様、デジタル臨時行政調査会の皆様、長時間にわたりまして、お忙しい中、誠にありがとうございました。時間を超過いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

これにて、本日のワーキングを終了いたします。